

加美町まちづくり基本条例策定委員会報告書

加美町まちづくり基本条例策定委員会

平成28年1月

はじめに

私たちの加美町は、まちのシンボルである薬菜山や船形山の雄大な山なみ、ゆったりと流れる鳴瀬川と田川が潤す平地では、四季折々の表情を見せる美しい田園風景が広がる、自然豊かな美しいまちです。長い歴史の中で、時に脅威となる自然と共生しながら、先人は生活を営み、地域独自の歴史や文化を育んできました。

その美しく豊かな自然、地域に根差した素晴らしい歴史や文化を未来へ継承するまち、そして、私たちがより住みやすく、安心して暮らせるまちは、私たちがつくるものです。

そのためには、自らが暮らす地域のことを知り、今、私たちができることを考え、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。人々が集い、人と人がつながり、より良いまちづくりへ向けて生まれた志の連鎖は大きな力を生みます。

加美町まちづくり基本条例策定委員会では、このようなまちづくりに向けて、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会及び町の責務、まちづくりの仕組みなどを定めた、(仮称)加美町まちづくり基本条例素案を取りまとめました。

本委員会は、このまちづくり基本条例について検討するため、学識経験者、公共的団体の役員及び職員、公募による町民の18名で構成し、平成26年9月に設置されました。

まずは、まちづくり基本条例とは何かを学ぶことからスタートし、まちづくりへ町民が参加するにはどうしたらよいか等を議論しました。また、ワークショップを開催し、まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくりについて町民の方々からご意見をいただきました。そして、他にも町内全世帯を対象としたアンケート調査結果も参考とし町民の意見を集約しました。それらの意見を基に条例の全体構成、骨子について議論を重ね、平成27年7月24日に中間報告書(条例骨子案)を町長に提出しました。

その後、中間報告書(条例骨子案)の概要を広報かみまち等で町民の皆さんへお知らせをし、また、町民懇談会を開催してご意見をいただきました。そして、条例素案について議論をし、パブリックコメント等を経て、この報告書(条例素案)を町長に提出するに至ったところです。

この条例は制定することが目的ではありません。町民の皆さんをはじめ議会や町などまちづくりの担い手が、この条例の趣旨を共有して、住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現することを願っています。

平成28年1月29日

加美町まちづくり基本条例策定委員会

目 次

1 条例素案

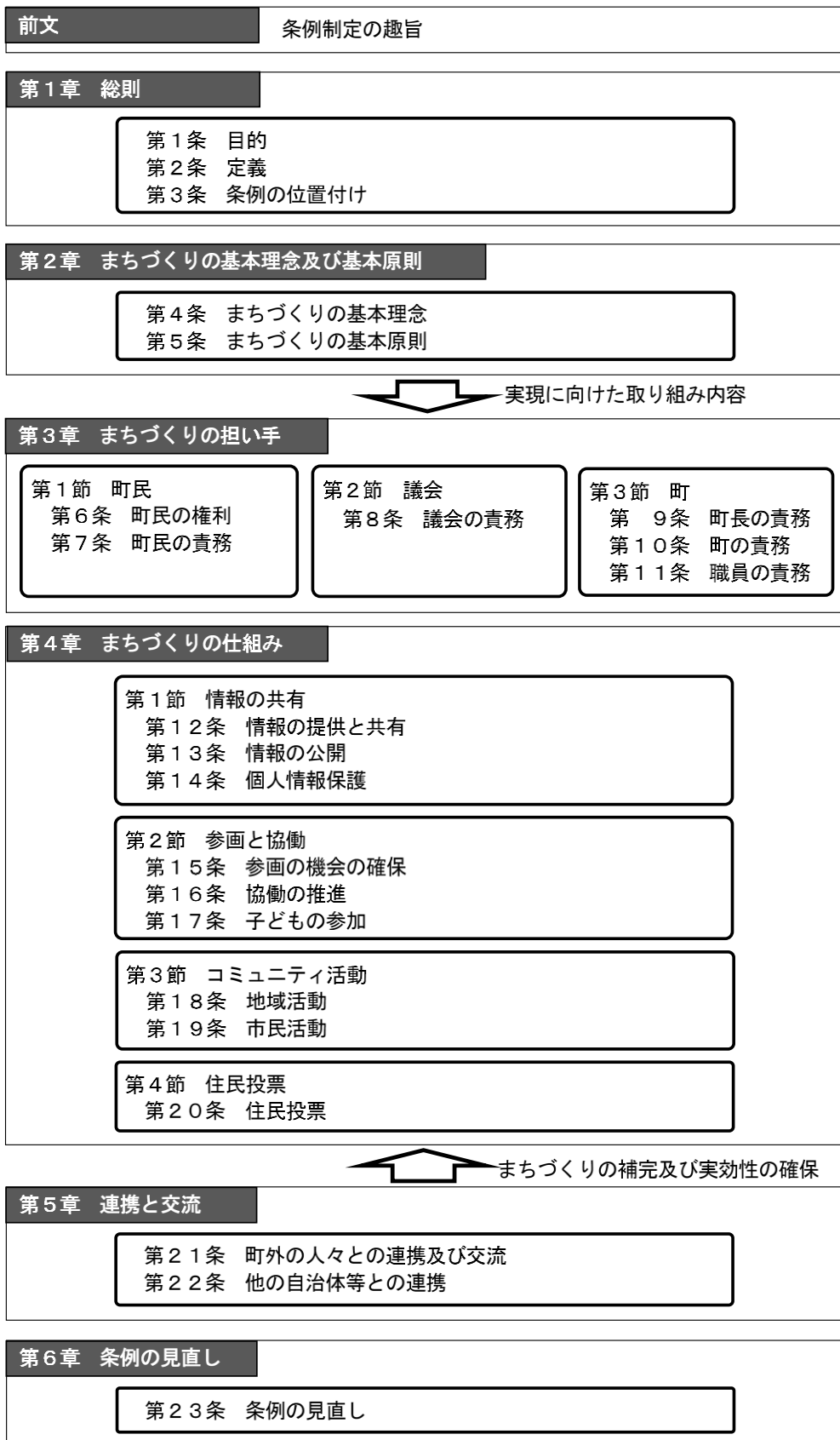
(1) 条例素案の構成	1
(2) 条例素案	2
(3) 条例素案及び逐条解説	6
前文	6
第1章 総則(第1条-第3条)	7
第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則(第4条・第5条)	8
第3章 まちづくりの担い手	
第1節 町民(第6条・第7条)	9
第2節 議会(第8条)	9
第3節 町(第9条-第11条)	10
第4章 まちづくりの仕組み	
第1節 情報の共有(第12条-第14条)	11
第2節 参画と協働(第15条-第17条)	12
第3節 コミュニティ活動(第18条・第19条)	13
第4節 住民投票(第20条)	13
第5章 連携と交流(第21条・第22条)	14
第6章 条例の見直し(第23条)	14
附則	14

2 資料

(1) 加美町まちづくり基本条例策定委員会委員名簿	15
(2) 検討経過	16
(3) 加美町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱	18

1 条例素案

(1) 条例素案の構成



(2) 条例素案

(仮称) 加美町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条-第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条・第5条)

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民 (第6条・第7条)

第2節 議会 (第8条)

第3節 町 (第9条-第11条)

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有 (第12条-第14条)

第2節 参画と協働 (第15条-第17条)

第3節 コミュニティ活動 (第18条・第19条)

第4節 住民投票 (第20条)

第5章 連携と交流 (第21条・第22条)

第6章 条例の見直し (第23条)

附則

私たちの加美町は、秀峰葉菜を仰ぎ、鳴瀬の清流にはぐくまれた緑豊かなふるさとです。

私たちは、この美しい自然と先人が築いた歴史や伝統・文化を継承し、愛と活力に満ちた生きがいのあるまちを創造していくことが大切です。

夢 海をめざし

愛 ふるさとに帰る

鮎の凜烈

川よ語れ

そのために、自治の最高規範として加美町まちづくり基本条例を定め、町民、議会及び町が対等のパートナーとしてそれぞれの責任と役割を自覚し、町民主体のまちづくりを推進します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、町民の権利と責務、議会と町の責務を明らかにし、参画と協働を推進することにより、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」といいます。)、町内に通勤又は通学する者、町内で事業を営み、又は活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (4) 参画 まちづくりにおける計画の立案段階から主体的に加わることをいいます。

- (5) 協働 町民、議会及び町が、お互いに理解し、対等な立場で協力しながら共通の目的達成のために取り組むことをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、町民、議会及び町は、この条例を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民、議会及び町は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組みます。

- (1) 町民が主体のまちづくり
- (2) 町民が加美町に関心を持つまちづくり
- (3) 人とのつながりを大切にし、支え合うまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第5条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則 町民、議会及び町は、お互いに情報を提供し共有します。
- (2) 参画の原則 議会及び町は、町民の参画を基本としてまちづくりを推進します。
- (3) 協働の原則 町民、議会及び町は、協働によるまちづくりを推進します。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

(町民の権利)

第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

- 2 町民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重するよう努めます。
- 3 町民は、近隣とのつながりを大切にし、共に支え合える地域社会づくりに努めます。

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、加美町議会基本条例（平成 年加美町条例第 号）に基づき、公平・公正で透明な議会運営に努めます。

第3節 町

(町長の責務)

第9条 町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政運営を行います。

- 2 町長は、町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聴き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます。

(町の責務)

第10条 町は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行します。

- 2 町は、組織内で情報を共有するとともに、相互に連携して効果的に機能を発揮するよう努めます。
- 3 町は、町民と職員が対話しやすい環境づくりに努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民との対話に努め、共に考え、同じ視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めます。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有

(情報の提供と共有)

第12条 議会及び町は、町民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を迅速かつ的確に分かりやすく提供するよう努めます。

2 町民は、議会及び町が提供する情報に関心を持つとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

(情報の公開)

第13条 議会及び町は、加美町情報公開条例（平成15年加美町条例第10号）で定めるところにより、公文書を公開します。

(個人情報保護)

第14条 議会及び町は、個人の権利利益を保護するため、加美町個人情報保護条例（平成17年加美町条例第29号）で定めるところにより、個人情報を公正かつ適正に取り扱います。

第2節 参画と協働

(参画の機会の確保)

第15条 町は、まちづくりの立案、実施及び評価の各過程において、町民が参画することができる機会の確保に努めます。

(協働の推進)

第16条 町民、議会及び町は、それぞれの責任と役割のもと、連携・協力して取り組む協働によるまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進する参加の場づくりに努めるとともに、町民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮します。

(子どもの参加)

第17条 町民、議会及び町は、将来のまちづくりの担い手である子どもたちに、まちづくりへの参加の機会を設けるよう努めます。

第3節 コミュニティ活動

(地域活動)

第18条 町民は、地域活動（町民の地域的なつながりに基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）の役割と必要性を認識するとともに、その活動に参加・協力し、より良い地域社会の形成に努めます。

2 町は、地域活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

(市民活動)

第19条 町は、市民活動（特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

第4節 住民投票

(住民投票)

第20条 町政に関する特に重要な事項について、住民の意思を確認するため、町長は住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定めます。

3 議会及び町長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

第5章 連携と交流

(町外の人々との連携及び交流)

第21条 町民、議会及び町は、まちづくりを効果的に推進するため、町出身者、有識者及び加美町

に関心を持つ町外の人々との連携及び交流を深めるよう努めます。

(他の自治体等との連携)

第22条 町は、まちづくりの課題を解決するため、他の自治体及び関係機関団体等との連携に努めます。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第23条 町は、まちづくりの推進状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

(3) 条例素案及び逐条解説

前文

私たちの加美町は、秀峰葉菜を仰ぎ、鳴瀬の清流にはぐくまれた緑豊かなふるさとです。
私たちは、この美しい自然と先人が築いた歴史や伝統・文化を継承し、愛と活力に満ちた生きがいのあるまちを創造していくことが大切です。

夢 海をめざし
愛 ふるさとに帰る
鮎の凜烈
川よ語れ

そのために、自治の最高規範として加美町まちづくり基本条例を定め、町民、議会及び町が対等のパートナーとしてそれぞれの責任と役割を自覚し、町民主体のまちづくりを推進します。

【解説】

- この条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会、町の責務、まちづくりの仕組みなどを定めた、まちづくりの基本となるルールです。
- 前文では、条例を制定する趣旨等について示しています。
- 中段の詩は、町民憲章の後段の部分であり、加美町を貫流し、町民にとって母なる川である鳴瀬川・田川と、そこに生息し、町魚ともなっている鮎を町のシンボルとして謳っています。鮎は秋にふ化して大海に向かい、やがてたくましく成長して再び故郷の川に戻ってくる魚で、銀鱗を輝かせて遊泳するその姿は美しく、力強く、生命力にあふれています。その鮎の凜烈（りりしく、勇ましい姿）たる生涯に町民の一生を象徴し、鮎のように清らかで、充実した人生を送ることをみんなの願いとしたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、町民の権利と責務、議会と町の責務を明らかにし、参画と協働を推進することにより、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現することを目的とします。

【解説】

- ・この条例を制定する目的を定めています。
- ・この条例は、まちづくりの基本理念と基本原則、まちづくりの担い手の責務等とまちづくりの仕組み等を定めることで、目指すべきまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）、町内に通勤又は通学する者、町内で事業を営み、又は活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (4) 参画 まちづくりにおける計画の立案段階から主体的に加わることをいいます。
- (5) 協働 町民、議会及び町が、お互いに理解し、対等な立場で協力しながら共通の目的達成のために取り組むことをいいます。

【解説】

- ・この条例で使われている用語のうち、この条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならない用語について定義付けをしています。
- ・「町民」については、まちづくりを進めていく上で、加美町に住んでいる人だけではなく、加美町に通勤、通学している人や事業者・団体等の参加も必要であると考えられることから幅広く定義しています。
- ・「町」については、加美町の執行機関をいい、地方自治法上、普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置くとされています。
- ・「まちづくり」については、町が担う町政と町民が主体的に取り組む公共的活動を含みます。
- ・「参画」については、まちづくりにただ参加するだけでなく、計画の立案段階から積極的に参加し、まちづくりに町民の意見が反映されることをいいます。
- ・「協働」については、町民、議会及び町が、お互いを理解し、パートナーとして手を取り合うことです。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、町民、議会及び町は、この条例を最大限に尊重します。

【解説】

- ・この条例は、本町のまちづくりにおける最高規範であることを定めています。
- ・条例間に上下関係はありませんが、この条例は、本町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであるため、町民、議会及び町は、この条例を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民、議会及び町は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組みます。

- (1) 町民が主体のまちづくり
- (2) 町民が加美町に関心を持つまちづくり
- (3) 人とのつながりを大切にし、支え合うまちづくり

【解説】

- ・町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちをつくるため、まちづくりの基本的な考え方について定めています。

(まちづくりの基本原則)

第5条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則 町民、議会及び町は、お互いに情報を提供し共有します。
- (2) 参画の原則 議会及び町は、町民の参画を基本としてまちづくりを推進します。
- (3) 協働の原則 町民、議会及び町は、協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

- ・まちづくりを進めるための基本原則として、情報共有、参画、協働の3つの原則について定めています。
- ・これらの原則に基づき、まちづくりの仕組みについて定めます。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

(町民の権利)

第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があります。

2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。

【解説】

- ・まちづくりにおける町民の権利として、まちづくりへの参画と情報を知る権利について定めています。
- ・町民は、まちづくりに関して必要な情報を知らないとはできないので、まちづくりに関する情報を知る権利を持ち、そして、まちづくりに参画する権利を持っています。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

2 町民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重するよう努めます。

3 町民は、近隣とのつながりを大切にし、共に支え合える地域社会づくりに努めます。

【解説】

- ・まちづくりにおける町民が果たすべき責務として、まちづくりへの参画、責任と尊重、共に支え合う地域社会づくりについて定めています。
- ・町民の生活が多様化している状況の中で、まちづくりの活動になかなか参加できない人も、まちづくりの担い手として、できる限り関心を持って、できる範囲で活動に参加するよう努めます。
- ・まちづくり活動の中では、自分の言動に責任を持つだけでなく、自分と違う考えを持つ人についても尊重することが必要です。
- ・班や行政区、コミュニティ組織等、地域の活動に積極的に参加し、人とのつながりを大切にして住みよい地域社会づくりに努めます。

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、加美町議会基本条例（平成 年加美町条例第 号）に基づき、公平・公正で透明な議会運営に努めます。

【解説】

- ・町民の代表である議会が果たすべき責務として、開かれた議会運営について定めています。
- ・本町では、議会基本条例の制定に向けて検討されていますので、議会基本条例に基づいて議会の責務を規定します。

第3節 町

(町長の責務)

第9条 町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政運営を行います。

- 2 町長は、町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聴き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます。

【解説】

- ・町の代表者である町長が果たすべき責務として、公正かつ誠実な町政運営と町民参画、説明責任について定めています。
- ・町長は公正かつ誠実に町政を運営するとともに、町政の現場である地域の状況を把握し、町民の意見を町政に反映するよう努めます。

(町の責務)

第10条 町は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行します。

- 2 町は、組織内で情報を共有するとともに、相互に連携して効果的に機能を発揮するよう努めます。
- 3 町は、町民と職員が対話しやすい環境づくりに努めます。

【解説】

- ・町の執行機関が果たすべき責務として、事務の公正かつ誠実な執行と相互連携、環境づくりについて定めています。
- ・町は公正かつ誠実に事務を執行するとともに、組織内で情報を共有し、相互に連携を図りながら効果的なまちづくりに努めます。
- ・町は、町民が気軽に話せる場をつくることに努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民との対話に努め、共に考え、同じ視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めます。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。

【解説】

- ・町政に関する事務を実際に担う町の職員が果たすべき責務として、公正かつ誠実な職務の遂行と能力の向上について定めています。
- ・職員は、積極的に現場に足を運び、町民に対して説明をするとともに、町民の意見に耳を傾け、共にまちづくりについて考えるよう努めます。

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有

(情報の提供と共有)

第12条 議会及び町は、町民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を迅速かつ的確に分かりやすく提供するよう努めます。

2 町民は、議会及び町が提供する情報に関心を持つとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である情報の共有と、町民のまちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の提供・共有について定めています。
- ・議会と町は、情報の受け手を考慮し、広報紙、ホームページ、説明会、懇談会等の多様な手段を用いて情報を町民に提供するとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・町民は広報紙やホームページ等に関心を持つようにするとともに、議会と町に対して情報の提供に努めます。

(情報の公開)

第13条 議会及び町は、加美町情報公開条例（平成15年加美町条例第10号）で定めるところにより、公文書を公開します。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である情報の共有と、町民のまちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の公開について定めています。
- ・本町では、既に情報公開条例が制定されており、実施機関（町長等の執行機関及び議会）が保有する公文書の公開について定めています。

(個人情報保護)

第14条 議会及び町は、個人の権利利益を保護するため、加美町個人情報保護条例（平成17年加美町条例第29号）で定めるところにより、個人情報を公正かつ適正に取り扱います。

【解説】

- ・個人の権利利益を保護するため、個人情報の公正かつ適正な取り扱いについて定めています。
- ・本町では、既に個人情報保護条例が制定されており、実施機関（町長等の執行機関及び議会）が保有する個人情報の適正な取り扱いについて定めています。

第2節 参画と協働

(参画の機会の確保)

第15条 町は、まちづくりの立案、実施及び評価の各過程において、町民が参画することができる機会の確保に努めます。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である参画と、町民のまちづくりに参画する権利に対応して、参画の推進について定めています。
- ・町は、まちづくりに町民の意見が反映されるよう、まちづくりの各過程へ参加できるよう努めます。具体的には、アンケート調査への回答、意見交換会やワークショップ等への参加、審議会等への応募、パブリックコメントでの意見の提出などがあります。

(協働の推進)

第16条 町民、議会及び町は、それぞれの責任と役割のもと、連携・協力して取り組む協働によるまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進する参加の場づくりに努めるとともに、町民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮します。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である協働に対応して、協働の推進について定めています。
- ・町民、町及び議会は、役割を分担し、連携・協力して協働のまちづくりを推進します。協働は、取り組み内容によって町民や町の関わり方が異なり、町民主導、町主導及び双方対等となる場合があります。そして、協働の形としては、提案・参加、共催、後援、補助、委託等があります。

(子どもの参加)

第17条 町民、議会及び町は、将来のまちづくりの担い手である子どもたちに、まちづくりへの参加の機会を設けるよう努めます。

【解説】

- ・将来のまちづくりを担う子どもについて、まちづくりへの参加の機会を設け、町全体で育成するよう努めます。

第3節 コミュニティ活動

(地域活動)

第18条 町民は、地域活動（町民の地域的なつながりに基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）の役割と必要性を認識するとともに、その活動に参加・協力し、より良い地域社会の形成に努めます。

2 町は、地域活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

【解説】

- ・ 班、行政区、地区コミュニティ推進協議会等、より良い地域社会の形成で重要な役割を果たす地域活動へ町民が参加・協力することを定めています。
- ・ 町民が地域活動に参加することを義務付けるものではありませんが、可能な範囲で参加・協力してまちづくりに取り組むよう努めます。

(市民活動)

第19条 町は、市民活動（特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

【解説】

- ・ 福祉や環境等、共通のテーマによって設立されたボランティアグループやNPO、市民活動団体等の活動について、その公益的な活動を尊重するとともに、適切な支援を行うことについて定めています。
- ・ 加美“町民”なのに、“市民”活動としていますが、町内において町内外の住民による自発的・自立的に行われる公益的活動を指す言葉として市民活動といいます。

第4節 住民投票

(住民投票)

第20条 町政に関する特に重要な事項について、住民の意思を確認するため、町長は住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定めます。

3 議会及び町長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【解説】

- ・ 住民投票制度は、住民の賛否の意思を直接確認するための制度の一つです。地方自治法に定める手続きに基づき、住民投票を実施することができることを確認するために定めています。
- ・ 住民投票を実施するにあたり、投票資格者、投票方法、成立要件など詳細な規定を設ける必要があるため、別に住民投票条例を制定することになります。
- ・ 住民投票を実施するための発議としては、町長自らが議会に住民投票条例を提案する場合、議員が定数の12分の1以上の者の賛成で、議会に住民投票条例を提案する場合、住民においては、有権者の50分の1以上の連署をもって、住民投票条例の制定を請求する場合があります。いずれの場合も、議会で住民投票条例が議決されて住民投票の実施となります。
- ・ 住民投票の結果は、住民の多数意思の表明であることから、議会及び町長は、単に参考とするのではなく、結果を重く受け止め、十分に検討・考慮しながら意思決定を行うこととなります。

第5章 連携と交流

(町外の人々との連携及び交流)

第21条 町民、議会及び町は、まちづくりを効果的に推進するため、町出身者、有識者及び加美町に関心を持つ町外の人々との連携及び交流を深めるよう努めます。

【解説】

- ・まちづくりを効果的に推進するため、加美町出身者、有識者、観光大使、ふるさと納税者、来町者等、町外の人々との連携及び交流を深めることについて定めています。

(他の自治体等との連携)

第22条 町は、まちづくりの課題を解決するため、他の自治体及び関係機関団体等との連携に努めます。

【解説】

- ・多様化・広域化するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体等と連携することについて定めています。
- ・加美町では、他の自治体（千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市）と災害時相互応援に関する協定を締結しているほか、国道347号「絆」交流促進協議会（山形県尾花沢市、大石田町、宮城県大崎市、加美町の2市2町で構成）を設置しています。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第23条 町は、まちづくりの推進状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

【解説】

- ・この条例を、目的の達成状況等について検証し、社会情勢の変化等に応じて、より良い条例にするため、町民の意見を踏まえ必要に応じて見直すことについて定めています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

2 資料


(1) 加美町まちづくり基本条例策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分		所 属	役職	氏 名	備考	
第3条第2項第1号 学識経験を有する者	①	宮城大学事業構想学部事業計画学科	教授	トク ナガ ヨシ ユキ 徳 永 幸 之	委員長	
	②	宮城大学地域連携センター地域振興事業部	部長	フル カワ タカシ 古 川 隆		
第3条第2項第2号 公共的団体の役員 または職員	③	加美よつば農業協同組合	代表理事専務	ク ドウ ヨシ ヤ 工 藤 義 也 マツ モト ケン 松 本 憲	~7/13 7/14~	
	④	加美商工会	会長	フ ダ マサ ユキ 府 田 政 之		
	⑤	加美町社会福祉協議会	会長	コン ドウ ヨシ ジ 近 藤 義 次		
	⑥	加美町区長会	前中新田支部長	ホソ ヤ トシ オ 細 谷 紀 生		
	⑦	加美町体育協会	副会長	スガ ワラ ヒロ シ 菅 原 博 志		
	⑧	加美町文化協会	幹事	タカ シマ ノブ コ 高 嶋 信 子		
	⑨	加美町ボランティア友の会	会長	ササキ モリオ 佐々木 盛 雄		
	⑩	鳴瀬地区コミュニティ推進協議会	前会長	シブ ヤ トシ オ 渋 谷 壽 夫		
	⑪	西小野田地区コミュニティ推進協議会	前会長	タカ ハシ フト ジ 高 橋 太 治		
	⑫	賀美石地区コミュニティ推進協議会	会長	ゴ トウ サ イチ 後 藤 佐 一	~10/30	
	⑬	中新田地区商店街にぎわいづくり委員会	委員	タケ ナカ ヨウ コ 竹 中 要 子		
	⑭	小野田建郷青友会	会員	タカ ハシ 高 橋 さやか		
	⑮	宮崎地区商店街にぎわいづくり委員会	委員	モン マ 門 真 めぐみ		
	第3条第2項第3号 公募による町民	⑯			タカ ハシ ヨウ スケ 高 橋 庸 介	副委員長
		⑰			チ バ ケイ エツ 千 葉 敬 悦	
⑱				ミヤ ノ ケン 宮 野 謙		

(2) 検討経過

月 日	内 容	
H26.7	□まちづくり条例に関するアンケート調査（全世帯） ➤町民の協働のまちづくりに関する意識調査	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">町民の意見等の集約</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">条例構成案</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">条例骨子案</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">条例素案</div> <div style="font-size: 2em;">↓</div> </div>
H26.9.25	□第1回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤加美町まちづくり基本条例の策定について ➤研修会「まちづくり基本条例について」	
H26.9.30	□第1回加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ会議 ➤加美町まちづくり基本条例の策定について	
H26.10.11	□第1回まちづくりワールドカフェ ➤加美町の「10年後のありたい姿」を思い、描く ～みんなでまちづくりのアイデアを出そう～	
H26.11.28	□第2回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤まちづくりへの住民参加について	
H27.2.12	□第3回加美町まちづくり基本条例策定委員会 (加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ委員も参加) ➤地域課題研究実践セミナー「まちづくり条例から地域創生の展望を探る」への参加	
H27.3.8	□第2回まちづくりワールドカフェ ➤まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり ～若者・女性・役場・議会の立場になって考える～	
H27.6.1	□第2回加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ会議 ➤まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージについて、まちづくり基本条例の構成案とキーワードについて	
H27.6.9	□第4回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤加美町まちづくり基本条例の全体構成・骨格イメージについて	
H27.7.17	□第5回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)について	
H27.7.24	□加美町まちづくり基本条例策定委員会から町長へ中間報告(条例骨子案)	
H27.8.9	□(仮称)加美町まちづくり基本条例に関する町民懇談会 ➤条例骨子案の説明、意見交換(グループ討議・発表)	
H27.8.27	□第1回加美町まちづくり基本条例策定推進委員会 ➤加美町まちづくり基本条例策定委員会からの中間報告について	
H27.9.1～	□広報かみまち9月号で条例骨子案の概要紹介と意見の募集	
H27.9.2	□加美町議会全員協議会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)について	
H27.10.16	□第6回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)について	
H27.10.22	□第3回加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ会議 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)について	

H27.10.30	<input type="checkbox"/> 第 2 回加美町まちづくり基本条例策定推進委員会 > (仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)について	条例素案 
H27.11.19 ~12.7	<input type="checkbox"/> 町政懇談会 > 町内 10 ヶ所 (小学校区単位) で基本条例の概要の説明	
H27.12.4	<input type="checkbox"/> 加美町議会全員協議会 > (仮称)加美町まちづくり基本条例(素案)について	
H27.12.15	<input type="checkbox"/> 加美町区長会 > (仮称)加美町まちづくり基本条例(素案)について	
H27.12.15~ H28.1.20	<input type="checkbox"/> パブリックコメント > (仮称)加美町まちづくり基本条例(素案)に関する意見の募集	
H28.1.1~	<input type="checkbox"/> 広報かみまち 1 月号で条例素案の概要紹介と意見の募集	
H28.1.29	<input type="checkbox"/> 第 7 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 > (仮称)加美町まちづくり基本条例(素案)の報告	

(3) 加美町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱

平成 26 年 4 月 25 日

告示第 26 号

(設置)

第1条 加美町におけるまちづくりの基本的なあり方を表し、町民と行政の協働、町民の行政への参加の仕組み等の規範となる基本条例(以下「条例」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、加美町まちづくり基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 条例の原案の作成に関すること。
- (3) その他条例の策定に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 公募による町民

3 委員の任期は、第2条第2号に規定する条例の原案を町長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働のまちづくり推進課において所掌する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行し、条例が公布された日をもってその効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。